

八戸合同庁舎整備事業

入札説明書等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答

※入札説明書等に関する質問に対する回答（以下「本件回答」という。）は、現時点における県の考え方を示したものである。今後、県が提示する資料の記載内容と、本件回答の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、今後、県が提示する資料の記載内容が優先されるものとする。

令和5年6月19日

青森県

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
1	入札説明書	7	II	6	(1)			事業対象地	建ぺい率の(北側)=80%, (南側)=60%は、(北側)=近隣の範囲, (南側)=二中高の範囲と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	9	II	7	(2)			施設構成	本施設の建築基準法上の建築物の類型は、建物全体で建築基準法別表1-1建築物の類型(告示別添二による建築物の類型)における、第四号 業務施設 第2類 庁舎 として宜しいでしょうか。	本施設は、国土交通省告示第九十八号別添二における、建築物の類型のうち、第四号 業務施設 第二類 庁舎 です。
3	入札説明書	9	II	7	(2)			施設構成	本施設の建築基準法上の建築物の類型は、建物全体で庁舎の単一用途であり、複合用途の建築物ではないとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	16	III	2	(2)	カ		参加表明に関する提出書類及び参加資格確認書類等の受付・参加資格確認結果の通知	6月2日(金)以降に、構成企業及び協力企業を入札参加者に追加することは可能でしょうか。ご教示願います。	認められません。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
5	入札説明書	16	III	2	(2)	キ		個別対話に係る手続き	『個別対話は、入札書等、事務局確認書類及び提案審査書類の受付までに1回実施することを予定』とありますが、建築等技術的な項目において考え方など、口頭での貴県と事業者との確認が必要な項目が多岐にわたると思われます。個別対話の回数を最低2回以上に増やしていただけないでしょうか。ご検討願います。	原文のとおりとします。
6	入札説明書	18	III	2	(1)			個別対話	個別対話における質問事項への回答は個別対話後に行われ、質問及び回答内容は個別の提案内容にも関わるため、公表可否について事業者に事前に確認がなされるという理解でよろしいでしょうか。また、回答時期についてご教示ください。	個別対話に参加するための質問書に対する回答の方法等は、参加資格確認結果の通知とともに示します。
7	入札説明書	18	III	2	ケ	(ウ)	b.	開札	開札日時についての事業者への伝達はいつ頃を予定されていますでしょうか。	入札書等及び提案審査書類等の提出者に対し、これらの提出後、遅滞なく通知します。
8	入札説明書	18	III	2	ケ	(ウ)	b.	開札	開札においては、青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領に則り、入札書の金額及び入札者名が読み上げられ、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるか否かの確認がなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
9	入札説明書	18	Ⅲ	2	ケ	(ウ)	b.	開札	開札においては、落札者の決定までは行わず、後日落札者決定の通知がなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	19	Ⅲ	2				予定価格	予定価格：8,546,852,000円（消費税及び地方消費税を含む。）と記載がありますが、施設整備段階と維持管理運営段階の価格については発注者からそれぞれの上限金額の設定はなく、事業者判断で設定してよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	20	Ⅲ	2	(3)	オ	(ア)	落札者の構成員等が入札参加者の資格要件を欠く場合	『落札者の構成員または協力企業』が入札参加者の資格要件を欠く場合、『県は落札者と基本協定を締結しない場合がある』とありますが、落札者の構成員とは、別で定義されている構成企業のことを指し、代表企業及び構成企業以外のSPC出資者は除くことを確認させてください。	令和5年5月18日公表の「入札説明書（修正版）」Ⅲ2.(3)オ（ア）及び（イ）をご確認ください。
12	入札説明書	20	Ⅲ	2	(3)	オ	(イ)	選定事業者の構成員等が入札参加者の資格要件を欠く場合	基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決までの間に、入札参加者の資格要件のうち、青森県建設業者等指名停止要領等に基づく指名停止を受けた場合にも、事業契約が締結されるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。「入札説明書等（参加資格関連）に関する質問に対する回答」No.7及び令和5年5月18日公表の「入札説明書（修正版）」Ⅲ2.(3)オ（イ）をご確認ください。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
13	入札説明書	27	VI	1				議会の議決	入札説明書 14 頁の募集スケジュールによると、事業契約本契約の締結は令和 6 年 3 月とのことですが、「県は、事業契約の締結に当たっては、令和 6 年 2 月（予定）の県議会の議決を経るものとする」との記載があります。これらの時期がずれている理由についてご教示いただけますでしょうか。	令和 6 年 2 月県議会は、同年 2 月から 3 月に亘り実施される予定ですが、事業契約締結に関する議決が 3 月になる想定であることから、原文のとおりとしています。
14	業務要求水準書	2	I	2	(5)			事業スケジュール	新庁舎の着工時期について、設計業務・申請等のスケジュール確定後の着工時期により、新庁舎の引渡し時期が本項記載期限より早まる可能性があります。新庁舎の引渡し時期及び供用開始日を早める提案は可能でしょうか。可能である場合、維持管理・運営業務期間は新庁舎の引渡しを行った日の翌日から 15 年間としてよろしいでしょうか。	新庁舎の引渡し時期及び供用開始日を早める提案は認められないため、期限どおりの引き渡しとしてください。
15	業務要求水準書	3	I	2	(7)	ア		新庁舎の設計業務	確認申請機関・構造適合性判定機関の提出先に指定はありますでしょうか。ご教示願います。	指定はありません。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
16	業務要求水準書	9	II	2	(2)			新庁舎の規模	新庁舎の規模は、延床面積 9,800 m ² の 98%以上 100%以下とするが、限りなく上限に近づけることとする。とありますが、建築計画によっては、機能を満たした上で、5%程度の延床面積圧縮も可能と考えられます。また、将来のDX化、働き方改革等によって今後、さらに効率化が進んでいくものと考えられます。青森県公共建築物利活用方針も踏まえ、新庁舎の規模（床面積）の下限値を見直すことを検討頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
17	業務要求水準書	9	II	2	(2)			新庁舎の規模	新庁舎の規模は 9,800 m ² の 98%以上 100%以下の限りなく上限に近づけること、とありますが、面積を大きくすることは価格点的には不利となるにもかかわらず、提案点にどの程度反映されるかの指標が不明です。面積規模の大小による評価基準をご教示いただけますでしょうか。	評価基準は落札者決定基準のとおりです。
18	業務要求水準書	9	II	2	(2)			新庁舎の規模	青森県公共建築物利活用方針、青森県合同庁舎オフィススタンダード等の上位計画を踏まえ、省スペース、コスト削減、省エネルギーを図る主旨で、延床面積の下限を 95%程度まで広げていただくことはできますでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
19	業務要求水準書	10	Ⅱ	2	(4)	エ		電話・通信	「詳細は、事業者自ら NTT 東日本株式会社を確認すること。」とありますが、共通情報として追加資料を公表される予定はないのでしょうか。	追加資料を公表する予定はありません。
20	業務要求水準書	10	Ⅱ	2	(7)			その他	別紙Ⅱ-5 暗渠位置図にて位置は確認できますが、形状等がわかるものはありませんでした。資料をご提示ください。	形状等を示す資料はありません。
21	業務要求水準書	14	Ⅲ	1	(11)	ア		敷地境界	敷地境界に現に存在するネットフェンスおよびネットフェンス基礎は、つくりかえをせずそのまま存置するものと考えて宜しいでしょうか。	存置とします。
22	業務要求水準書	20	Ⅲ	4	(5)	②		発電設備	「災害時、負荷の制限を前提として、最低3日間運転できること。」とありますが、危険物貯蔵の各種対策や対応を考慮して、3日分の燃料タンクは設けず、随時つぎ足しながら運転を続ける方式で対応することによろしいでしょうか。	災害時に支障のないよう、3日分の燃料タンクは設置するようにしてください。
23	業務要求水準書	26	Ⅳ	3	(2)			新庁舎のレイアウト図における留意点	ここで指す「レイアウト」というのは、「什器備品のレイアウト」という認識でよろしいでしょうか。	什器備品のレイアウトに限りません。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
24	業務要求水準書	29	V	2	(3)	イ		その他	建設工事中に第三者に及ぼした損害のうち、不可抗力によるものや、貴県に起因するものがあつた場合には、必ずしも事業者がすべての責任を負うものではないという理解でよろしいでしょうか。	第三者に及ぼした損害に関する責任関係については、事業契約書（案）第32条をご確認ください。また、不可抗力については、事業契約書（案）第34条及び別紙5をご確認ください。
25	業務要求水準書	31	V	3	(2)	⑤		什器備品の調達支援業務	「令和8年度の予算申請を行う、令和7年秋頃までに、什器・備品の購入、廃棄、転用に係る概算費用を算出すること。」とありますが、令和7年秋頃までの間、どの位の頻度で県と定期的に協議を行うイメージでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
26	業務要求水準書	31	V	3	(2)	⑥		什器備品の調達支援業務	「購入する什器・備品の発注仕様書の作成支援」というのは、「事業者で作成したフォーマットにて仕様書を完成させ、県に提出するまでの業務」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	業務要求水準書	31	V	3				什器備品の調達支援業務	施設整備期間中の備品調達支援・移転業務にあたり、対象集約施設の什器の現状レイアウト図と備品の購入品リストを可能な限り、県からご提示いただくことは可能でしょうか。	集約対象施設の現状調査及び什器備品リストの作成は、事業者の業務です。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
28	業務要求水準書	31	V	3	(2)	②		要求水準	『職員が使用する什器・備品の整備方針検討にあたっては、使い勝手、働き方等の変化への柔軟性、働きやすい執務空間の実現等を考慮すること。』とありますが、例えば、テレワークの現状の普及率と今後の目標値や書類電子化に向けた計画及び必要書庫量など、職員の働き方・ペーパーレス化の方針について詳細にご教示いただけますでしょうか。	職員の働き方・ペーパーレス化の方針の具体的な内容については、次期行財政改革の方針で定める予定であり、現段階でお示しできるものではありません。
29	業務要求水準書	31	V	3	(1)	ウ		備品設置等	ウ①～③にお示しの業務が事業者に発注される可能性はあるのでしょうか。	ありません。
30	業務要求水準書	31	V	3 4				什器備品の調達 支援業務・移転 支援業務	完成検査後、引渡しまでに貴県が実施する什器・備品の新庁舎への移転について、どの程度の期間を見込めばよろしいでしょうか。	集約対象施設の什器備品の新庁舎への移転は、新庁舎の引渡し後に行います。
31	業務要求水準書	33	V	5	(3)			オープニングセレモニー	オープニングセレモニーの企画は県が行うとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が行う協力について、現時点で想定されているものがあれば参考までにお示しください。	企画についてはご理解のとおりです。事業者が行う協力についてはオープニングセレモニーへの出席、挨拶、工事概要説明を想定しています。
32	業務要求水準書	33	V	5	(1)	イ		その他	引渡しを前倒しする提案は、加点を頂けますでしょうか。	評価基準は落札者決定基準のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
33	業務要求水準書	33			(3)			その他	『事業者は、県が行うオープニングセレモニーなどに協力すること。』とありますが、貴県が想定されている事業者の協力内容はどのようなものでしょうか。ご教示願います。	オープニングセレモニーへの出席、挨拶、工事概要説明を想定しています。
34	業務要求水準書	34	VI	1				新庁舎の工事監理業務	新庁舎の工事監理業務につきましては、現場での常駐監理は行わず、非常駐監理として宜しいでしょうか。	非常駐とすることも認めます。
35	業務要求水準書	35	VII	1				現庁舎等の解体及び改修業務	「現庁舎の別館については、一部を解体し、駐車場へ改修を行うこと」とありますが、改修とした根拠をお示しくください。	回答を差し控えます。
36	業務要求水準書	35	VII	1				現庁舎等の解体及び改修業務	上記質問事項の回答として、工事費削減を目的とした場合ですが、一部解体し改修するよりも全て解体し新築の方が安価になる場合、新築として宜しいでしょうか。	新築での提案を認めます。ただし、対話の場において図面でお示しいただいたうえで、要求水準の超過を確認できた場合、認めます。
37	業務要求水準書	35	VII	1				現庁舎等の解体及び改修業務	「現庁舎の別館については、一部を解体し、駐車場へ改修を行うこと」とありますが、工事費、工期等を勘案したうえで、改修ではなく、すべて解体撤去を行い、新築することでもよろしいでしょうか。	新築での提案を認めます。ただし、対話の場において図面でお示しいただいたうえで、要求水準の超過を確認できた場合、認めます。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
38	業務要求水準書	35	VII	1				現庁舎等の解体及び改修業務	「現庁舎の別館については、一部を解体し、駐車場へ改修を行うこと」とありますが、改修とした理由や意図をご教示いただけますでしょうか。	回答を差し控えます。
39	業務要求水準書	35	VII	1				現庁舎等の解体及び改修業務	「現庁舎の別館については、一部を解体し、駐車場へ改修を行うこと」とありますが、解体は行わず、1階のみを駐車場へ改修することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
40	業務要求水準書	35	VII	2				駐車場棟の改修	駐車場棟の配置・車両動線計画、浸水対策、工事費用等の面で提案自由度を確保させていただきたく、駐車場棟の改修に関する要求水準は参考としていただけますでしょうか。	駐車場棟の改修に関する要求水準は、事業者が最低限満たす必要のあるものです。参考扱いとはできかねます。
41	業務要求水準書	35	VII	2				駐車場棟の改修に関する要求水準	別館から駐車場棟への減築改修に伴い、別館の構造計算書があればご提示頂けないでしょうか。要求水準書に記載の構造補強要否検討などに必要となると思われます。	構造計算書がないため、事業者による調査が必要です。
42	業務要求水準書	35	VII	2				駐車場棟の改修に関する要求水準	別館から駐車場棟への減築改修に伴い、駐車場棟1階は必要に応じて構造補強を行うこととありますが、構造補強要否の判断基準を量的にご提示頂けないでしょうか。	新耐震基準の建物のため、現行基準に準拠してください。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
43	業務要求水準書	35	VII	2				駐車場棟の改修に関する要求水準	駐車場棟につきまして、平成8年の竣工以来、①法改正により既存不適格となった項目 ②確認申請等で近年指摘されるようになり、その要求を満足しない項目 が躯体存置範囲に存在する可能性があります、その場合の対処方針についてご教示ください。	修正後の事業契約書（案）第29条を適用します。
44	業務要求水準書	35	VII	2				駐車場棟の改修に関する要求水準	上記2項目への対処が必要な場合、駐車場棟に求められる構造性能についてご教示願います。	修正後の事業契約書（案）第29条を適用します。
45	業務要求水準書	35	VII	2	①			駐車場棟の改修に関する要求水準	2階床スラブから上部を解体すること。とありますが、改修により屋根を新たに設ける場合は、2階床スラブは解体可能と考えてよろしいでしょうか。	2階床スラブを解体し、屋根を新たに設ける提案も可能です。
46	業務要求水準書	35	VII	2	③			駐車場棟の改修に関する要求水準	自動車車庫としての荷重を見込み、必要に応じて構造補強を行うこと。とありますが、既存建物の構造（荷重）条件を明示下さい。	構造計算書がないため、事業者による調査が必要です。
47	業務要求水準書	35	VII	2				駐車場棟の改修に関する要求水準	駐車場棟につきましては、既存庁舎の一部を改修するのではなく、既存庁舎部分は全て解体し、「別紙Ⅲ-4 公用車台数および車庫に格納必要な公用車台数」に示す緊急車両9台を、屋根付きで駐車できる建物を新築しても宜しいでしょうか。	対話の場において図面でお示しいただいたうえで、要求水準の超過を確認できた場合、認めます。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
48	業務要求水準書	38	VII	4	(3)	イ		その他	解体工事及び改修工事中に第三者に及ぼした損害のうち、不可抗力によるものや、貴県に起因するものがあつた場合には、必ずしも事業者がすべての責任を負うものではないという理解でよろしいでしょうか。	第三者に及ぼした損害に関する責任関係については、事業契約書（案）第32条をご確認ください。
49	業務要求水準書	41	VII	6	(2)			引渡し期限	引渡しを前倒しする提案は、加点を頂けますでしょうか。	評価基準は落札者決定基準のとおりです。
50	業務要求水準書	42	VIII	2	(1)			長期保全計画書	長期保全計画書とは、長期修繕計画（●年目に空調設備の更新、等の主要な計画修繕をまとめたもの）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	業務要求水準書	44	VIII	10	(2)			呼び出し対応	トイレの呼び出し対応は、管理室等建物内への呼び出しができればよく、警備会社等の建物外への発報は不要との理解でよいでしょうか。	業務要求水準書に記載の「人命の確保を最優先」とする前提で適切な方法をご検討ください。
52	業務要求水準書	45	VIII	11.	(2)			光熱水費の負担	省エネルギーの提案を検討するための材料として、現在の合同庁舎のエネルギー使用状況について情報開示頂けませんでしょうか。 (電気であれば電力会社との契約種別、月ごとの使用量、支払金額等。水道・ガスであれば月ごとの使用量、支払金額等。)	新庁舎の省エネルギーに関する検討にあたり、現庁舎のエネルギー使用状況を把握する必要はないと認識しているため、情報開示する予定はありません。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
53	業務要求水準書	47	IX	1	(1)			業務の目的	「本要求水準書のほか建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の全ての業務書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）・・・に準拠し、・・・」との記載がございますが、同仕様書は作業内容や作業周期の記載があり、「準拠」することは性能発注であるPFI事業になじまず、また、国土交通省から公表されている「建築保全業務共通仕様書について」という資料中に「共通仕様書は、各府省庁等が建築保全業務を実施する際の「参考」として位置づけられており」と記載がございます。これらのことから、同仕様書につきましては特に【作業内容】や【周期】、【点検時期】につきましては「準拠」ではなく「参考」としていただき、提案の自由度を確保していただけないでしょうか。	建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の全ての業務における、作業内容、周期や点検時期を、包括的に「参考」とすることは許容しかねます。「参考」とするべき特定の事項がある場合は、対話の中でお示しください。
54	業務要求水準書	53	IX	8	(2)	エ		機械警備	新庁舎の設計業務・建設業務に関する要求水準に『機械警備』に関する記載がありませんが、機械警備の配管や配線は設計・建設業務で整備するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
55	業務要求水準書	53	IX	8	(2)	エ	①	機械警備	設計・建設業務に機械警備設備に関する記載がありませんが、機械警備の防犯センサー等は官へ所有権を移管する必要はなく、民間の所有物を設置し運用することが可能という理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務の中で整備するため、所有権は県に移管することになります。
56	業務要求水準書	53	IX	8	(2)	エ	①	機械警備	センサー設置箇所について「外部に面した室」と記載がありますが、高層階・開閉できる窓の有無を問わず外部に面した室についてセンサー設置が必要という理解でよろしいでしょうか。	外部から侵入されるおそれのある諸室について、センサー設置が必要となります。
57	業務要求水準書	57	XI	2	(4)			株主総会	株主総会では主に決算やプロジェクト関連契約を決議しております、決算書類や契約書は株主総会の資料としてはではなくても、ご提出しご確認いただける機会があるため重複してしまうこと、また、開催の都度、資料や議事録を提出することにより双方に工数がかかってしまうので、資料及び議事録の提出を要求水準から削除していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。決算書類及び契約書の提出を求めることのみを意図して規定したものではありません。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
58	業務要求水準書	57	XI	2	(4)			株主総会	議事録又は議事要旨の作成や株主の確認及び承認（捺印等）に時間を要することから開催後 10 営業日以内に資料及び議事録の写しを提出することが難しいため、提出期限を開催後 1 ヶ月半以内などとして余裕を持ったスケジュールをご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
59	業務要求水準書	57	XI	2	(5)			取締役会	取締役会では主に決算やプロジェクト関連契約を決議しております、決算書類や契約書は株主総会の資料としてはではなくても、ご提出しご確認いただける機会があるため重複してしまうこと、また、開催の都度、資料や議事録を提出することにより双方に工数がかかってしまうので、資料及び議事録の提出を要求水準から削除していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
60	業務要求水準書	57	XI	2	(5)			取締役会	議事録又は議事要旨の作成や株主の確認及び承認（捺印等）に時間を要することから開催後 10 営業日以内に資料及び議事録の写しを提出することが難しいため、提出期限を開催後 1 ヶ月半以内などとして余裕を持ったスケジュールをご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
61	業務要求水準書	1	別紙Ⅱ-1 別紙Ⅴ-2					事業敷地図 外構・駐車場の 整備想定範囲	別紙Ⅱ-1 事業敷地図で赤線に囲まれた部分には含まれているが、別紙Ⅴ-2 外構・駐車場の整備想定範囲の赤線・青線で囲まれたエリアに含まれない範囲については、一切さわらない（工事をしない）ものと考えて宜しいでしょうか。	別紙Ⅱ-1の事業敷地範囲の中で、別紙Ⅴ-2の外構・駐車場の整備想定範囲に含まれない部分については、外構・駐車場の整備想定範囲外です。ただし、業務要求水準書Ⅶ. 4. (4) ウ④に示すとおり、仮設工事等により、駐車場、外構等を補修する必要がある場合は、原状以上の状況にしたうえで、県に引き渡してください。
62	業務要求水準書	1	別紙Ⅲ-1					必要諸室及び仕様	大会議室（災害対策本部地方支部）は、常時災害対策本部地方支部として稼働しているのでしょうか。あるいは大災害時にのみ災害対策本部地方支部として稼働し、平常時は会議室として利用されるのでしょうか。	災害時にのみ災害対策本部地方支部として稼働し、平常時は会議室として利用します。
63	業務要求水準書	3	別紙Ⅲ-1					必要諸室及び仕様	1階に設置する60㎡程度の中会議室の利用目的・利用者をご教示ください。	合同庁舎内の所属部局の利用を想定しています。
64	業務要求水準書	3	別紙Ⅲ-1					必要諸室及び仕様 共用部	小会議室の室数指定が『5』とありますが、留意事項に『各階に2室程度』と記載があります。どちらの記載を正と考えればよろしいでしょうか。	小会議室の室数は「5」が正です。業務要求水準書 別紙Ⅲ-1を修正します。
65	業務要求水準書	3	別紙Ⅲ-1					別紙Ⅲ-1 必要 諸室及び仕様共 用部	中会議室の室数指定が『4』とありますが、留意事項に『各階に2室程度』と記載があります。どちらの記載を正と考えればよろしいでしょうか。	中会議室の室数は「4」が正です。業務要求水準書 別紙Ⅲ-1を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
66	業務要求水準書		別紙Ⅲ-2					駐車場に必要な格納台数 駐車台数	公用車の台数 98 台のうち 1 台は動物愛護車庫内に格納されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	業務要求水準書		別紙Ⅲ-2					駐車場	工事期間中も利用可能な裏側 70 台程度の駐車場とは別途、新庁舎の建設業務期間～現庁舎等の解体及び改修工事期間中には、事業敷地内に 100 台程度の駐車場を設ける必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙Ⅲ-2に記載のとおり、工事期間中に事業敷地内の駐車場で職員用駐車場が不足する場合は、三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎の裏側駐車場（70 台程度）も利用可能です。
68	業務要求水準書		別紙Ⅴ-2					外構・駐車場の整備想定範囲	青線で囲まれた範囲の北東角に既存のポストがあります。このポストはそのまま存置するのでしょうか。あるいは移設、もしくはつくりかえをするのでしょうか。	存置とします。
69	業務要求水準書		別紙Ⅴ-2					外構・駐車場の整備想定範囲	別紙Ⅴ-2 外構・駐車場の整備想定範囲に記載されている赤線、青線を、貸与頂きましたCAD図へ記入して頂きますようお願いいたします。	CAD 図面の提供については、業務要求水準書 別紙資料一覧及び参考資料一覧に示したとおりとします。
70	業務要求水準書		別紙Ⅴ-2					外構・駐車場の整備想定範囲	外構・駐車場の整備想定範囲は、厳密なものではなく、同図の赤線を越えて解体改修工事を行ったり、青線を越えて新築工事を行う部分があっても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。赤線及び青線の範囲は、事業者の施工計画によって変わるものとお考えください。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
71	業務要求水準書		別紙 V-2					外構・駐車場の整備想定範囲 整備範囲	<p>図中、赤枠（現庁舎等の解体及び改修工事と同時に実施する想定範囲）と青枠（新庁舎の建設工事と同時に実施する想定範囲）のいずれにも含まれない敷地内の外構範囲については、駐車区画及び舗装のやり替え等はずしも行われないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>別紙Ⅱ-1の事業敷地範囲の中で、別紙V-2の外構・駐車場の整備想定範囲に含まれない部分については、外構・駐車場の整備想定範囲外です。ただし、業務要求水準書Ⅶ. 4. (4) ウ④に示すとおり、仮設工事等により、駐車場、外構等を補修する必要がある場合は、原状以上の状況にしたうえで、県に引き渡してください。</p>
72	基本協定書 (案)	3			第5条	第3項		事業契約の締結	<p>本項に記載の「以下の各号に定める事由」は、いずれも、本事業に関する事由に限るとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。</p>
73	基本協定書 (案)	3			第5条	第3項	各号	事業契約の締結	<p>第5条第3項各号については、本事業に限定されているとの理解で宜しいでしょうか？過去の県殿のPFI事業においては、限定いただいておりますため、同様のご対応をお願い申し上げます。</p>	<p>ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。</p>
74	基本協定書 (案)	3			第5条	第3項	各号	事業契約の締結	<p>第5条第3項各号については、過去の青森県様のPFI事例と同じように、本事業に限定されているとの理解で宜しいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。</p>

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
75	基本協定書 (案)	3			第5条	第3項	各号	事業契約の締結	第5条第3項各号は、本事業に関する ことに限定願えませんでしょうか。貴 県で実施された先行PFI案件におい ても、当該事業に関する談合等の事由に 限定されておりますところ、本件も同 様にお取り扱い下さいますようお願い 申し上げます。	本事業に関する事由に限定する趣旨 です。基本協定書(案)を修正します。
76	基本協定書 (案)	3			第5条	第3項	各号	事業契約の締結	第5条第3項各号について、過去の青 森県様のPFI事例と同様、本事業に関 して限定していただきたく存じます。	本事業に関する事由に限定する趣旨 です。基本協定書(案)を修正します。
77	基本協定書 (案)	5			第10 条	第1項		事業契約の不成 立	県議会の承認が得られず、事業契約が 不成立に至った場合は、第10条第1項 が適用されるという理解でよろしい でしょうか。ご教示願います。	県及びグループ構成企業のいずれの 責にも帰すべからざる事由により、議 会の承認が得られず、県と事業者が事 業契約の締結に至らなかった場合に は、基本協定書(案)第10条第1項が 適用されます。
78	基本協定書 (案)	5			第11 条	1		談合等不正行為 があった場合の 措置	当該違約金規定について、基本協定と 事業契約両方の規定が適応されて違 約金が課されることは無い、と考えて よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。
79	基本協定書 (案)	5			第11 条	1		談合等不正行為 があった場合の 措置	当該条項の違約金規定について、1つ の同一事象において基本協定と事業 契約それぞれの規定から違約金が課 されることは無い、との理解で大丈夫 でしょうか？	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
80	基本協定書 (案)	5			第 11 条	1		談合等不正行為 があった場合の 措置	第 11 条(談合等不正行為があった場 合)に係る違約金規定について、事業 契約書第 86 条第 4 項第一号にも同様 に事業者に対して違約金を請求でき ると読めます。同一事象に係る違約金 は基本協定と事業契約のそれぞれの 規定から重ねて請求されないという 理解ですが、念のため確認させてくだ さい。	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。
81	基本協定書 (案)	5			第 11 条	1		談合等不正行為 があった場合の 措置	第 11 条(談合等不正行為があった場 合)に係る違約金規定について、同じ 不正行為等によっては、基本協定と事 業契約のそれぞれの規定から二重で 請求されないという認識で宜しいで しょうか?	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
82	基本協定書 (案)	5			第 11 条			談合等不正行為 があった場合の 措置	<p>「グループ構成企業は連帯して」… 「落札価格の 100 分の 10 に相当する 金額を違約金として」とありますが、 他案件と比較しても違約金が過大か と考えます。事業参画に際して社内決 裁のルール上、リスク対策が必要にな ります。その結果、生じる可能性が極 めて低いリスクに対し、対策に多額な 費用が生じ、事業費を圧迫します。以 下の通り、期間を分けて違約金を算出 するよう修正のご検討の程よろしく お願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の施設整備期間：新庁舎の施 設整備費と現庁舎の解体及び改修費 の提案額に対し、100 分の 10 に相当す る金額 ・新庁舎の引渡し後現庁舎等の解体及 び改修期間：現庁舎の解体及び改修費 の提案額に対し、100 分の 10 に相当す る金額 ・維持管理運營業務開始後：維持管理 運営費の提案額（年額）に対し、100 分 の 10 に相当する金額 	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
83	基本協定書 (案)	5			第 11 条			談合等不正行為 があった場合の 措置	「…グループ構成企業は連帯して…」 とありますが、談合等の不正行為があ った場合というのは、帰責者が明確に なっていると考えられます。当初案で は、事業参画に際して社内決裁のルー ル上、リスク対策が必要になります。 その結果、生じる可能性が極めて低い リスクに対し、対策に多額な費用が生 じ、事業費を圧迫することから、「…帰 責企業は…」に修正していただけない でしょうか。	原文のとおりとします。 グループ構成企業間で帰責者を特定 いただくべきであり、県が帰責者を特 定する考えはありません。
84	基本協定書 (案)	5			第 12 条	1		反社会的行為が あった場合の措 置	当該条項の違約金規定について、基本 協定と事業契約両方の規定が適応さ れて違約金が課されることは無い、と 考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。
85	基本協定書 (案)	5			第 12 条	1		反社会的行為が あった場合の措 置	当該条項の違約金規定について、1 つ の同一事象において基本協定と事業 契約それぞれの規定から違約金が課 されることは無い、との理解で大丈夫 でしょうか？	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
86	基本協定書 (案)	5			第 12 条	1		反社会的行為が あった場合の措 置	第 12 条(反社会的行為があった場合) に係る違約金規定について、事業契約 書第 86 条第 4 項第二号にも同様に事 業者に対して違約金を請求できると 読めます。同一事象に係る違約金は基 本協定と事業契約のそれぞれの規定 から重ねて請求されないという理解 ですが、念のため確認させてくださ い。	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。
87	基本協定書 (案)	5			第 12 条	1		反社会的行為が あった場合の措 置	第 12 条(反社会的行為があった場合) に係る違約金規定について、同じ不正 行為等によっては、基本協定と事業契 約のそれぞれの規定から二重で請求 されないという認識で宜しいでしょ うか？	ご理解のとおりです。基本協定書(案) を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
88	基本協定書 (案)	5			第 12 条			反社会的行為が あった場合の措 置	<p>「グループ構成企業は連帯して」… 「落札価格の 100 分の 10 に相当する 金額を違約金として」とありますが、 他案件と比較しても違約金が過大か と考えます。事業参画に際して社内決 裁のルール上、リスク対策が必要にな ります。その結果、生じる可能性が極 めて低いリスクに対し、対策に多額な 費用が生じ、事業費を圧迫します。以 下の通り、期間を分けて違約金を算出 するよう修正のご検討の程よろしく お願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の施設整備期間：新庁舎の施 設整備費と現庁舎の解体及び改修費 の提案額に対し、100 分の 10 に相当す る金額 ・新庁舎の引渡し後現庁舎等の解体及 び改修期間：現庁舎の解体及び改修費 の提案額に対し、100 分の 10 に相当す る金額 ・維持管理運營業務開始後：維持管理 運営費の提案額（年額）に対し、100 分 の 10 に相当する金額 	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
89	基本協定書 (案)	5			第12 条			反社会的行為があつた場合の措置	「…グループ構成企業は連帯して…」とありますが、反社会的行為があつた場合というのは、帰責者が明確になっていると考えられます。当初案では、事業参画に際して社内決裁のルール上、リスク対策が必要になります。その結果、生じる可能性が極めて低いリスクに対し、対策に多額な費用が生じ、事業費を圧迫することから、「…帰責企業は…」に修正していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 グループ構成企業間で帰責者を特定いただくべきであり、県が帰責者を特定する考えはありません。
90	基本協定書 (案)								修正履歴・コメント等が残っているものとなっておりますが、それらを削除したクリーン版を可能でしたら公表いただけますでしょうか。	再度公表します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
91	事業契約書 (案)	4	第1		第9条	2		契約の保証	<p>本事業契約締結日から引渡日（新庁舎）（同日を含む。）までの間は施設整備等費に相当する金額の10分の1以上とは様式第5-2-2号に記載されている項目「新庁舎の設計費」、「新庁舎の設計工事費」、「新庁舎の工事監理費」、「現庁舎当の解体・設計費」及び「その他費用」の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の10分の1以上と同義という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>施設整備等費は、事業契約書（案）別紙2 58のとおり、「施設整備費」、並びに「解体撤去及び改修費」の合計額です。</p> <p>「施設整備費」は、事業契約書（案）別紙4 1「新庁舎の施設整備費等」から「施設整備期間中のSPC運営管理等費」（消費税等を含む）及び「その他必要な費用」（消費税等を含む）を除いたものであり、「解体撤去及び改修費」は、事業契約書（案）別紙4 1「現庁舎等の解体撤去及び改修費等」から「その他必要な費用」（消費税等を含む）を除いたものです。</p> <p>なお、様式第5-2-2を修正しておりますので、ご参照ください。</p>

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
92	事業契約書 (案)	4	第1		第9条	2		契約の保証	引渡日(新庁舎)の翌日から引渡日(駐車場棟)までの間は解体撤去及び改修費に相当する金額の10分の1以上とは様式第5-2-2号に記載されている項目「現庁舎当の解体・設計費」に消費税及び地方消費税を加えた額の10分の1以上と同義という理解で宜しいでしょうか。	施設整備等費は、事業契約書(案)別紙2-58のとおり、「施設整備費」、並びに「解体撤去及び改修費」の合計額です。 「施設整備費」は、事業契約書(案)別紙4-1「新庁舎の施設整備費等」から「施設整備期間中のSPC運営管理等費」(消費税等を含む)及び「その他必要な費用」(消費税等を含む)を除いたものであり、「解体撤去及び改修費」は、事業契約書(案)別紙4-1「現庁舎等の解体撤去及び改修費等」から「その他必要な費用」(消費税等を含む)を除いたものです。 なお、様式第5-2-2を修正しておりますので、ご参照ください。
93	事業契約書 (案)	4	第1		第9条	第2項		契約の保証	「施設整備等費に相当する金額の10分の1以上」とありますが、「施設整備等費」は消費税等を含む金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	事業契約書 (案)	4	第1		第9条	第2項		契約の保証	「解体撤去及び改修費に相当する金額の10分の1以上」とありますが、「解体撤去及び改修費」は消費税等を含む金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
95	事業契約書 (案)	11	1		第 28 条	1		物価等の変動に基づく本件工事費の改定	『本事業契約の締結日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により本件工事費が不相当となった場合』、『変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、本件工事費の変更に応じなければならない』とあります。事業者の負担は 1000 分の 10 を限度と再考いただけますでしょうか。	再考すべき理由が理解できません。原文のとおりとします。
96	事業契約書 (案)	11	2		第 28 条	1		物価等の変動に基づく本件工事費の改定	維持管理・運営費等には SPC 運営管理等費が含まれており、物価改定の対象となっております。 つきましては、本件工事費以外(設計費、調査費用等、SPC 運営管理等費)についても物価改定の対象としていただけますでしょうか。なお、改定方法・改定率は事業契約 60～62 頁記載の SPC 運営管理等費と共通の改定方法並びに改定率③としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
97	事業契約書 (案)	11	7	1	第 28 条	第 1 項	一	物価等の変動に基づく本件工事費の改定	「本事業契約締結の日」を「入札書等及び提案審査書類等の提出の日」に変更をご検討いただけませんか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
98	事業契約書 (案)	11	7	1	第28条	第1項	一	物価等の変動に基づく本件工事費の改定	「本事業契約締結の日」を「入札書等及び提案審査書類等の提出の日」に改めていただけませんか。入札日から事業契約締結日までの価格変動リスクをヘッジすることが目的です。	原文のとおりとします。入札日から事業契約締結日までの価格変動を見込んで入札ください。
99	事業契約書 (案)	11			第28条	一		物価等の変動に基づく本件工事費の改定	賃金水準又は物価水準変動の起算日について、今後も資材・労務等の価格変動が見込まれることを踏まえ、入札書等の提出日である令和5年9月27日を起算日としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。価格変動を見込んで入札ください。
100	事業契約書 (案)	11						第28条 物価等の変動に基づく本件工事費の算定	第28条第3項により、「物価指数等に基づき、協議して定め」ますが、物価指数等の起点となる時点が明確になっておりません。起点は公告の日と考えてよいでしょうか。もしくは起点日をご教示いただけますでしょうか。	物価指数等の起点は、本事業契約の締結日または締結日以降で第28条第4項に基づき「直前の本条に基づく本件工事費変更の基準とした日」です。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
101	事業契約書 (案)	13			第 32 条			第三者に生じた 損害	<p>青森県には「青森県建設工事請負標準契約約款」がございますので、本条文を当該約款 28 条に置き換えてくださいますようお願い致します。(本事業は維持管理・運営期間がありますので同様の趣旨で「工事の施工」を「本事業」と読み替え、下記の条文にして頂きますようお願い致します。)</p> <p>(第三者に及ぼした損害等)</p> <p>本事業について第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第●条第●項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、県が負担する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本事業に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、県がその損害を賠償し、又は補償しなければならない。ただし、本事業につき事業者が損害を防止するのに必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた</p>	<p>原文のとおりとします。本事業契約は、本事業固有のものとして作成したものであり、「青森県建設工事請負標準契約約款」の規定を踏襲しなければならない理由・事情は存在しません。</p>

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
									<p>損害については、事業者が負担する。</p> <p>3 県又は事業者が、第三者に対して損害を賠償する場合は、あらかじめ県と事業者とが協議するものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項の場合その他本事業について第三者との間に紛争を生じた場合においては、県及び事業者は、協力してその処理解決に当たるものとする。</p>	
102	事業契約書(案)	34	7	1	第86条	第1項	七八九	県の解除権等	<p>第86条第1項七、八、九の各号は、本事業に限定されているとの理解で宜しいでしょうか？過去の県殿のPFI事業においては、限定いただいておりますため、同様のご対応をお願い申し上げます。</p>	<p>ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。</p>
103	事業契約書(案)	34	7	1	第86条	第1項	七八九	県の解除権等	<p>第86条第1項七、八、九の各号は、過去の青森県様のPFI事例と同じように、本事業に限定されているとの理解で宜しいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。</p>
104	事業契約書(案)	34	7	1	第86条	第1項	七八九	県の解除権等	<p>第86条第1項七、八、九の各号は、本事業に関することに限定願えませんか。貴県で実施された先行PFI案件においても、当該事業に関する談合等の事由に限定されておりますところ、本件も同様にお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。</p>	<p>本事業に関する事由に限定する趣旨です。事業契約書(案)を修正します。</p>

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
105	事業契約書 (案)	34	7	1	第 86 条	第 1 項	七 八 九	県の解除権等	第 86 条第 1 項七、八、九の各号は、過去の青森県様の PFI 事例と同様、本事業に関して限定していただきたく存じます。	本事業に関する事由に限定する趣旨です。事業契約書(案)を修正します。
106	事業契約書 (案)	34			第 86 条	第 1 項	七	県の解除権等	事業契約の解除事由として、「公正取引委員会が、選定企業に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令)が確定したとき」とありますが、ここでいう違反行為とは、本事業契約に関する違反行為に限るとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に関する事由に限定する趣旨です。事業契約書(案)を修正します。
107	事業契約書 (案)	34			第 86 条	第 1 項	八	県の解除権等	事業契約の解除事由として、「選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が刑法第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき」とありますが、ここでいう刑とは、本事業契約に関する刑に限るとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に関する事由に限定する趣旨です。事業契約書(案)を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
108	事業契約書 (案)	34			第 86 条	第 1 項	九	県の解除権等	事業契約の解除事由として、「前二号に規定するもののほか、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき」とありますが、ここでいう違法な行為とは、本事業契約に関する違法な行為に限るとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に関する事由に限定する趣旨です。事業契約書(案)を修正します。
109	事業契約書 (案)	36	7	1	第 86 条	4	1	県の解除権等	基本協定書第 11 条(談合等不正行為があった場合)に係る違約金規定にも同様に事業者に対して違約金を請求できると読めます。同一事象に係る違約金は基本協定と事業契約のそれぞれの規定から重ねて請求されないという理解ですが、念のため確認させてください。	違約金を二重で課すことは想定しておりません。基本協定書(案)を修正します。
110	事業契約書 (案)	36	7	1	第 86 条	4	1	県の解除権等	『本件工事費(中略)の合計額の 10 分の 2 に相当する額』とありますが、最後に付されている「の合計額」は不要ではないでしょうか。念のため確認させてください。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
111	事業契約書 (案)	36	7	1	第 86 条	4	1	県の解除権等	維持管理期間中の違約金につき、違約金を請求をした日から 2042 年 3 月 31 日までの期間における維持管理・運営費等の合計額を違約金の基準額とするのではなく、違約金発生年度のみ維持管理・運営費等の合計額が違約金の基準額となるように再考いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。 維持管理・運営費等の合計額が違約金の基準額とすると、違約金が過少であり、安易な契約解除等を誘発しかねないと考えます。
112	事業契約書 (案)	36	7	1	第 86 条	4	2	県の解除権等	第 12 条(反社会的行為があった場合)に係る違約金規定についても同様に事業者に対して違約金を請求できると読めます。同一事象に係る違約金は基本協定と事業契約のそれぞれの規定から重ねて請求されないという理解ですが、念のため確認させてください。	違約金を二重で課すことは想定しておりません。基本協定書(案)を修正します。
113	事業契約書 (案)	36			第 86 条	第 4 項	一	県の解除権等	違約金が発生する「第 1 項第七号から第九号のいずれかの事由」は、基本協定第 11 条に定める違約金の発生事由と同一事由と思慮しますが、違約金については、事業契約上の違約金と基本協定上の違約金は重複しては生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
114	事業契約書 (案)	36			第 86 条	第 4 項	二	県の解除権等	違約金が発生する「第 2 項各号のいずれかの事由」が選定企業に生じた場合、基本協定第 12 条に定める違約金発生事由と同一事由が含まれるものと思慮しますが、違約金については、事業契約上の違約金と基本協定上の違約金は重複しては生じないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書(案)を修正します。
115	事業契約書 (案)	37			第 90 条	第 1 項	二	事業者の帰責事由による契約解除の効力	「県は・・・当該解体撤去及び改修業務の成果及び当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）を県が定めた期日（ただし、2042 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う」とありますが、契約解除がなされなければ、2028 年 5 月 10 日には全代金の支払いがなされていたことを踏まえ、と、「2042 年 3 月 31 日を超えない」という記述を「2028 年 5 月 10 日を超えない」としていただくか、支払いが 2028 年 5 月 10 日以降となる場合には、延滞金や金利の負担をお願いできますでしょうか。（第 91 条第 2 項一、第 92 条第 1 項二、第 93 条第 1 項四、第 94 条第 2 項三、第 95 条第 1 項四も同様です。）	原文のとおりとします。ご指摘のただし書きは、あくまで県が事業期間の終了日（予定）を超えた期日を指定できない旨の規定に過ぎず、県は不合理に遅延した期日を指定することを想定しておりません。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
116	事業契約書 (案)	38	第7	第2	第90 条	1	二	引渡し前の事業者の帰責事由による契約解除の効力	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC 経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	事業契約書 (案)	38	第7	第2	第90 条	2		引渡し前の事業者の帰責事由による契約解除の効力	施設整備等費の合計額の 10 分の 1 に相当する額とは様式第 5-2-2 号に記載されている項目「新庁舎の設計費」、「新庁舎の設計工事費」、「新庁舎の工事監理費」、「現庁舎当の解体・設計費」及び「その他費用」の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額の 10 分の 1 と同義という理解で宜しいでしょうか。	施設整備等費は、事業契約書（案）別紙 2 58 のとおり、「施設整備費」、並びに「解体撤去及び改修費」の合計額です。 「施設整備費」は、事業契約書（案）別紙 4 1「新庁舎の施設整備費等」から「施設整備期間中の SPC 運営管理等費」（消費税等を含む）及び「その他必要な費用」（消費税等を含む）を除いたものであり、「解体撤去及び改修費」は、事業契約書（案）別紙 4 1「現庁舎等の解体撤去及び改修費等」から「その他必要な費用」（消費税等を含む）を除いたものです。 なお、様式第 5-2-2 を修正しておりますので、ご参照ください。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
118	事業契約書 (案)	38			第90条	第1項	四	事業者の帰責事由による契約解除の効力	「県は、…当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）を県が定めた期日（ただし、2042年3月31日を超えない。）までに一括して支払う。」とありますが、契約解除がなされなければ、2027年5月10日には全代金の支払いがなされていたことを踏まえ、2042年3月31日を超えない」という記述を「2027年5月10日を超えない」としていただくか、支払いが2027年5月10日以降となる場合には、延滞金や金利の負担をお願いできますでしょうか。（第91条第2項三、第92条第1項四も同様です。）	原文のとおりとします。ご指摘のただし書きは、あくまで県が事業期間の終了日（予定）を超えた期日を指定できない旨の規定に過ぎず、県は不合理に遅延した期日を指定することを想定しておりません。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
119	事業契約書 (案)	39	第7	第3	第93 条	2		引渡し後の事業者の帰責事由による契約解除の効力	引渡後に解除された場合の違約金が「契約解除通知日から 2042 年 3 月 31 日までの期間に支払を受ける予定であった新庁舎に係る維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費の合計額と現庁舎等の解体撤去及び改修工事費（消費税等を含む。）との合計額（引渡日（駐車場棟）までに県による解除通知が事業者に到達した場合）又は契約解除通知日から 2042 年 3 月 31 日までの期間に支払を受ける予定であった本施設に係る維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費の合計額の 10 分の 1 に相当する額（引渡日（駐車場棟）以降に県による解除通知が事業者に到達した場合）」となっておりますが、他の PFI 案件では解除対象年度（1 年分）のサービス対価の 10 分の 1 が多く、本件も同様にしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
120	事業契約書 (案)							別紙 2 用語の定義	No. 98 本件工事費には消費税等が含むと明記されておりますが、No5 維持管理・運営費及び No14SPC 運営管理等費にも消費税等が含まれるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
121	事業契約書 (案)	55	別紙 3	第1	1	(3)		建設工事保険	建設工事保険の保険期間が、「本件工事に着工した日から引渡日（駐車場棟）までの全期間」とありますが、解体撤去の対象物は、建設工事保険の対象とはなりませんので、建設工事保険を、新庁舎の建設工事期間と駐車場棟の改修期間に分けて付保しても差支えないでしょうか。	建設工事保険を、新庁舎の建設工事期間と駐車場棟の改修期間に分けて付保して構いません。
122	事業契約書 (案)	55	別紙 3	第1	1	(3)		建設工事保険	建設工事保険の保険金額が「本件工事費」とされておりますが、解体撤去の対象物は、建設工事保険の対象とはなりませんので、建設工事保険の保険金額は、本件工事費から解体撤去費を除いた額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	事業契約書 (案)	58						別紙4 事業費の算定及び支払方法	『エラー！参照元が見つかりません。第20条』とありますが、第84条という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	第20条です。 なお、ご指摘のとおり不明瞭な箇所があるので修正し再度公表します。
124	事業契約書 (案)	59	2	1	①			別紙4 支払方法	新庁舎の施設整備費等の支払について、『出来形に応じて各事業年度に1回ずつ』と記載がありますが、『出来形に応じて半期に1回、各事業年度に2回ずつ』に再考いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
125	事業契約書 (案)	59	別紙 4	2	(1)	①		新庁舎の施設整備費等 (A) 支払方法	「出来形に応じて各事業年度に1回ずつ新庁舎の施設整備費等 (A) を支払う」とありますが、出来形払の対象は、 1. 事業費の構成 に記載の「① 新庁舎の基本設計費」から「⑧ 上記に対する消費税等」までのすべて内容との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	事業契約書 (案)	59	別紙 4	2	(1)	①		新庁舎の施設整備費等 (A) の支払方法	「年度末に実施する設計業務の成果物の確認並びに中間確認及び完成確認後、出来高に応じて各事業年度に1回ずつ新庁舎の施設整備費等 (A) を支払う。」とございますが、基本設計や実施設計といった設計業務に係る費用は年度末の出来高ではなく、完了が確認出来てから施設整備費等 (A) が支払われるという理解で宜しいでしょうか。	出来高の確認が可能な成果物を提示いただくことができれば、設計業務に係る費用についても、完了していなくとも、支払います。
127	事業契約書 (案)	59	別紙 4	2	(1)	①		新庁舎の施設整備費等 (A) の支払方法	「施設整備費等 (A) に係る令和6年度(2024年度)の支払額が限度額に達しなかった場合」とございますが、限度額とは「企画提案書において記載された金額並びに設計業務計画書(同書に記載の詳細工程表)及び実施工程表等に定める出来高に相当する金額」と同義という理解で宜しいでしょうか。	事業契約書案を修正します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
128	事業契約書 (案)	59	別紙 4	2	(3)	①		維持管理・運営 費等 (C) の支 払方法	様式第 5-2-1 号から維持管理・運営費 は令和 9 年度から半期毎に全 30 回支 払われるという理解で宜しいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
129	事業契約書 (案)	59	別紙 4	2	(3)	①		維持管理・運営 費等 (C) の支 払方法	修繕費を含め維持管理・運営費は実績 に応じて、半期毎に支払われるという 理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	事業契約書 (案)	60	別紙 4	3	(3)	①		物価変動指標の 評価	「毎年 9 月 30 日時点で確認できる最 新の指標」とありますが、運營業務の 改定指標で「青森県最低賃金」が適用 されています。最低賃金は毎年 10 月 初旬に改定されており、原案どおりで すと、物価変動状況と事業費改定時期 にタイムラグが生じますので、改定時 期を 10 月中旬以降に変更できますで しょうか。	ご指摘のとおりですので、事業契約書 案を修正します。
131	事業契約書 (案)	60	別紙 4	3	(3)	②	ア	改定率	維持管理費のうち「その他維持管理 費」は人件費が大きく占めることから 、運營業務と同様に「青森県最低賃 金」を適用して頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。 人件費が大きいか否かは、提案内容に 依存すると考えます。
132	落札者決定 基準	5	Ⅲ	1	(1)			事業計画 ④地域への貢献	地域とはどの範囲を指しますか。青森 県全域、三八地域、八戸市内など具 体的にお示してください。	地域とは青森県全域を指すものと します。
133	落札者決定 基準	5	Ⅲ	1	(1)			地域への貢献	審査の視点の中になる「地域の企業」 とは、青森県内の企業を指すとの理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
134	落札者決定基準	5	Ⅲ	1	(2)			施設計画 ②配置・動線計画	この審査項目では、屋外動線进行评估し、屋内動線は「③平面計画及び断面計画」で評価すると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
135	落札者決定基準	6	Ⅲ	1	(2)			施設計画 ③平面計画及び断面計画	この審査項目では、屋内動線进行评估し、屋外動線は「②配置・動線計画」で評価すると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
136	落札者決定基準	8	Ⅲ	1	(3)	③		修繕業務計画	審査の視点で「維持管理業務開始後30年間の修繕計画」とありますが、要求水準または様式集の内容からして「30年間」ではなく「45年間」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。落札者決定基準を修正いたします。
137	様式集及び提案記載要領(案)	8	第2	2				企業名の記載	副本には一切の企業(代表企業、構成企業及び協力企業以外の企業も含む)名称(通称、略称を含む)及びこれらの企業を類推できるものの記載(ロゴマークの使用や自社独自開発技術の固有名称など)は行わないこととございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	副本には一切の企業名称を記載しないでください。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
138	様式集及び 提案記載要 領 (案)	8	第2	2				企業名の記載	「企業名は第1 5 (1)、(2)、(3) 及び (4) の正本のみに記入し、副本には一切の企業 (代表企業、構成企業及び協力企業以外の企業も含む) 名称 (通称、略称を含む) 及びこれらの企業を類推できるものの記載 (ロゴマークの使用や自社独自開発技術の固有名称など) は行わないこと。」とありますが、正本と副本を別々に作成するのは大きな手間となりますので、正本も副本同様に企業名を匿名で表記し、正本には「企業名対応表」を作成して添付することによろしいでしょうか。	企業名を含むものを正本と位置付けている以上、副本を基礎とした「企業名対応表」は認められません。手間を回避されたいとのことでしたら、企業名等を黒塗りするなど、手間のかからない方法で副本を作成することをご検討ください。
139	様式集及び 提案記載要 領 (案)	9	6					提案内容の電子データ	電子データを保存するアプリケーションソフトは、様式集で定める形式 (Microsoft Word 又は Microsoft Excel) とする。部分的には、様式集で定める形式以外のソフトを使用することも認めるとありますが、部分的とは、ある様式のみ、例えば工程表計画書 (様式 B-9-2) を Word 以外のソフトで作成し、その他は指定形式で作成するという考えて方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
140	様式集及び 提案記載要 領（案）	9	第2	5				提出要領	提案書の内容を補足説明するための「関心表明書」といった資料添付を提出することは可能という理解で宜しいでしょうか。	関心表明書のみ追加資料の添付を認めます。
141	様式集及び 提案記載要 領（案）	11						(様式第 3-3-1号) 新庁舎の設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	当書面にて「青森県有資格建設業者名簿登録番号」を記載する箇所がございますが、当該登録番号とは何を指されておられますでしょうか？ご教示願います。	青森県有資格建設業者名簿の許可番号を記載してください。
142	様式集及び 提案記載要 領（案）	12						(様式第 3-3-2号) 新庁舎の建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	当書面にて「青森県有資格建設業者名簿登録番号」を記載する箇所がございますが、当該登録番号とは何を指されておられますでしょうか？ 青森県有資格建設業者名簿の「許可番号」と理解して宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
143	様式集及び 提案記載要 領（案）	12						(様式第 3-3-2号) 新庁舎の建設業務を行う者の参加資格要件に関する書類	添付書類に「配置予定の監理技術者に関する証明書」とございますが、当様式に配置予定監理技術者の情報を記載する欄がございません。 あくまで、監理技術者証のみを添付することで大丈夫と理解して宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
144	様式集及び 提案記載要 領（案）	13						（様式第 3-3-3 号） 新庁舎の工事監 理業務を行う者 の参加資格要件 に関する書類	当書面にて「青森県有資格建設業者名 簿登録番号」を記載する箇所がござい ますが、当該登録番号とは何を指され ておられますでしょうか？ご教示願 います。	青森県有資格建設業者名簿の許可番 号を記載してください。
145	様式集及び 提案記載要 領（案）	14						（様式第 3-3-4 号） 現庁舎等の解体 及び改修業務の うち解体・改修 工事及び関連業 務を行う者の参 加資格要件に関 する書類	当書面にて「青森県有資格建設業者名 簿登録番号」を記載する箇所がござい ますが、当該登録番号とは何を指され ておられますでしょうか？ 青森県有資格建設業者名簿の「許可番 号」と理解して宜しいでしょうか。ご 教示願います。	ご理解のとおりです。
146	様式集及び 提案記載要 領（案）	14						（様式第 3-3-4 号） 現庁舎等の解体 及び改修業務の うち解体・改修 工事及び関連業 務を行う者の参 加資格要件に関 する書類	添付書類に「配置予定の監理技術者に 関する証明書」とございますが、当様 式に配置予定監理技術者の情報を記 載する欄がございません。 あくまで、監理技術者証のみを添付す ることで大丈夫と理解して宜しいで しょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
147	様式集及び提案記載要領(案)	14						様式第 3-3-5 号	「■有する実績」が複数案件にまたがる場合、当該表を追加し作成すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	様式集及び提案記載要領(案)	23							入札価格とは「契約希望金額の税抜き」との理解でよろしいでしょうか。	入札価格は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。
149	様式集及び提案記載要領(案)	23							「入札額＝契約希望金額」との理解でよろしいでしょうか。	様式集を修正します。契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札価格に記載してください。
150	様式集及び提案記載要領(案)	24						(様式第 5-1-2 号) 委任状(開札の立会)	(様式第 5-1-2 号) 委任状(開札の立会)における、末尾の代理人使用印鑑の目的をご教示ください。開札当日に使用する欄との理解でよろしいでしょうか。	代表者からの委任を受けて立会を行った事実を確認するための押印です。原則は当日に押印しますが、事前に押印したものを持参することも可能です。
151	様式集及び提案記載要領(案)							様式第 5-2-1 号	令和 9 年度において支払回が記載されておりませんが、問題ないのでしょうか。	ご指摘のとおりですので、様式集を修正します。
152	様式集及び提案記載要領(案)							様式第 5-2-3 号	千円未満は四捨五入した上で、千円単位での表記をするという理解で宜しいでしょうか。	千円未満は切り捨てとしてください。
153	様式集及び提案記載要領(案)							様式第 5-2-4 号	千円未満は四捨五入した上で、千円単位での表記をするという理解で宜しいでしょうか。	千円未満は切り捨てとしてください。
154	様式集及び提案記載要領(案)							様式第 5-2-4 号	施設整備等費以外の投資がない場合、投資キャッシュフローに 0 と記載しても問題ないでしょうか。	投資がない場合は 0 とご記載いただいて構いません。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
155	様式集及び提案記載要領(案)							様式第 5-2-5 号	千円未満は四捨五入した上で、千円単位での表記をするという理解で宜しいでしょうか。	千円未満は切り捨てとしてください。
156	様式集及び提案記載要領(案)							様式第 5-2-3 号	「維持管理・運營業務等に要する費用」は維持管理運營業務に該当する年度に平準化した金額を記載するのでしょうか。	入札参加者においてご判断ください。
157	様式集 (Excel)							5-2-1 5-2-2	施設整備期間中の SPC 運営管理等費について、5-2-1 には記載がございますが、5-2-2 の「1. 施設整備費・解体及び改修費等欄」にも記載できるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	修正版の様式集をあわせて公表しますので、そちらをご参照ください。
158	様式集 (Excel)							C-3-2	C-3-2 における、維持管理・運営期間の合計額の位置は R23 年度の直後でよろしいでしょうか。ご教示願います。	「運営・維持管理期間累計」の欄にご記載ください。
159	様式集 (Excel)							C-3-2	C-3-2 における R24 年度以降の記載は評価の対象外という理解でよろしいでしょうか。同様に R24 年度以降の記載額により縛られることは無いという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	評価基準は落札者決定基準のとおりです。
160	様式集 (Excel)							C-3-2	C-3-2 における R24 年度以降の記載をおこなうために、公平性の担保のため、事業期間終了後の大規模修繕の時期をご提示いただけますでしょうか。	整備する施設や維持管理計画に依存するため、回答は控えます。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
161	様式集 (Excel)							様式第 A-4-2 号	千円未満は四捨五入した上で、千円単位での表記をするという理解で宜しいでしょうか。	千円未満は切り捨てとしてください。